

## 第905回教育委員会定例会会議録

1 招集日時 平成30年4月17日(火)午後1時30分

2 招集場所 教育委員会会議室

3 出席者 高橋教育長, 伊藤委員, 奈須野委員, 齋藤委員, 千木良委員, 小室委員

### 4 説明のため出席した者

高橋教育次長, 松本教育次長, 布田総務課長, 佐々木教育企画室長, 佐藤福利課長,  
中村教職員課長, 奥山義務教育課長, 伊藤高校教育課長, 目黒特別支援教育課長,  
相馬施設整備課長, 駒木スポーツ健康課長, 小野寺生涯学習課長, 須田技術参事兼文化財課長 外

5 開 会 午後1時30分

### 6 第904回教育委員会会議録の承認について

高橋教育長 (委員全員に諮って) 承認する。

### 7 第905回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名, 議事日程について

高橋教育長 奈須野委員及び小室委員を指名する。  
本日の議事日程は, 配付資料のとおり。

### 8 秘密会の決定

#### 6 専決処分報告

(1) 県立高等学校将来構想審議会委員の人事について

#### 7 議事

第1号議案 宮城県生涯学習審議会委員の人事について

第2号議案 宮城県社会教育委員の人事について

高橋教育長 6 専決処分報告の(1), 7 議事の第1号議案及び第2号議案については, 非開示情報等が含まれているため, その審議等については秘密会としてよろしいか。  
(委員全員に諮って) この審議については, 秘密会とする。  
秘密会とする案件は, 10の次回教育委員会開催日程の決定後に説明を受けることとしてよろしいか。  
(委員全員異議なし)

※ 会議録は別紙のとおり(秘密会のため非公開)

### 9 教育長報告

(1) 平成29年度英語教育実施状況調査の結果について

(2) みやぎの英語教育推進計画について

高橋教育長 (1) 平成29年度英語教育実施状況調査の結果及び(2) みやぎの英語教育推進計画については, 内容に関連があることから, 一括して説明を受けることとしてよろしいか。  
(委員全員に諮って) そのように進めることとする。

(説明者: 松本教育次長)

「平成29年度英語教育実施状況調査の結果について」及び「みやぎの英語教育推進計画について」, 併せて御説明申し上げます。

資料は、1ページから2ページと別冊である。はじめに、資料1ページを御覧願いたい。

「平成29年度英語教育実施状況調査」については、各都道府県教育委員会等における英語教育の実施状況を把握し、今後の英語教育の充実や改善等の検討の参考にするため、全ての公立小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校を対象に、文部科学省が実施しているものである。

「3 主な調査項目」については、資料に記載のとおりである。調査結果の概要については、表のとおりとなるが、中学校については仙台市立中学校を除き、高等学校については仙台市立高校を含んだ数値となっている。まず、英語担当教員の英語力についてであるが、英検準1級レベル以上の資格を取得している教員の割合は、中学校で26.2%、高等学校では51.0%となっている。この資格取得については、全国平均よりも低い割合が続いていることから、平成32年度に実施する教員採用試験から、英語の受験資格として一定のレベル以上の資格取得を義務付けることとし、現在、受験者に対して資格取得を促しているところである。

次に、生徒の英語力についてであるが、中学校3年生において英検3級以上相当の英語力を有すると考えられる生徒の割合は42.7%、高等学校3年生において英検準2級以上相当の英語力を有すると考えられる生徒の割合は27.9%となっており、今後、更に英語力の向上に向けた取組が必要な状況である。

次に、「CAN-DO リスト」の設定状況についてであるが、学習到達目標の設定と到達状況の把握については、全国的に見ても高い割合となっている一方で、授業における英語の使用状況については大きな改善がみられないことから、中学校・高等学校ともに一層の改善が必要であると考えている。

次に、(2)「みやぎの英語教育推進計画」について御説明申し上げる。資料2ページを御覧願いたい。英語教育を取り巻く状況や、全国的にも低い現状にもある本県の英語教育の実態を考慮すると、小学校・中学校・高等学校が連携した系統的な取組が必要不可欠であることから、県教育委員会では、平成29年度から「みやぎの英語教育推進委員会」を設置するとともに、英語担当指導主事等により、今回、本計画を策定したものである。「みやぎの英語教育が目指す児童生徒像」を記載の3点のように明確にし、その実現のために、小学校の中学年から高等学校まで、それぞれの到達目標を枠線内に記載したとおり設定した。また、これらを達成するためには、一層の授業改善が必要であり、「身に付けたい力」を明確にした単元の指導計画づくりを目指し、小学校・中学校・高等学校に求められる取組を記載している。これらの取組を各学校で実施可能とするために、県教育委員会として児童生徒・教師・学校への支援に取り組んでいく。

本計画を推進していくための県教育委員会の支援策を図の下の方に記載している。本年度は、児童生徒への支援として、English Camp、英語能力測定事業を実施するとともに、教師及び学校への支援も行い、生徒の英語力の向上と英語担当教員の指導力の改善に努めていく。今回策定した計画を実効あるものにするため、様々な機会を捉えて、県内の小学校・中学校・高等学校に周知していく。

本件については、以上である。

( 質 疑 )

伊 藤 委 員

資料2ページの下段に記載されている「宮城県教育委員会の支援」の内容が大事である。特に子供たちはまだ小さいので楽しくないことがあるとそのまま嫌になってしまうことがあるので、小学校では楽しく学ぶことができるようにすることが大事である。こうした点を教員が指導し教えていく教員の力が大事ではないかと思う。その一方で、小学生の日本語の理解力は中学生や高校生ほどではないので、その点も合わせて教えていく必要がある。コミュニケーションはとても大事であり、英語を学ぶことにより様々な方とコミュニケーションを取ることで表情も豊かになることは事実である。教員が教える技術をしっかりと確保しながら、この推進計画の目的が達成されるよう強く望むものである。

奈 須 野 委 員

資料1ページに記載されている、英語担当教員の英検準1級等以上の取得割合は、今後、増やしていただきたい。英語担当教員の受験者に対して資格取得を促しているとの説明であった。そうした中で、中学校・高等学校における英検3級以上又は準2級以上の取得割合は昨年度より若干上がっているが、目標は50%以上としていることから、学校における目標達成に向けた指導として、積極的に受験するよう指導しているのか、

- それとも英語の理解が増している段階で敢えて受験するよう促しているのか伺いたい。
- 高校教育課長 学校において英語教育を充実していく取組の中で、英検は生徒がどの程度の英語力を持っているかを判断する客観的なデータとしており、英検を受験することにより生徒の自信にも繋がるし、また教員の指導向上にも繋がるので、積極的に受験するよう促しているところである。
- 奈須野委員 中学校では英語力（英検3級程度以上）の達成目標を50%としており、高校においても英語力（英検準2級程度以上）の達成目標を50%としている。これは、中学校で英検3級を取得した生徒が高校に進学し、その生徒の50%が英検準2級以上の目標設定としているということか。それとも、全ての高校生の50%が英検準2級以上を目標に設定しているということか伺いたい。
- 高校教育課長 高校に進学した全ての生徒の50%が英検準2級以上となるよう国において目標設定している。生徒の英語力には幅があり、残念ながら高校3年生になっても英検3級程度しか取得できない生徒もいるが、全体として50%以上の生徒に英検準2級以上の取得を目指しているというものである。
- 奈須野委員 ハードルは高いと思う。高いハードルを求めることは教員の理解力や指導力が求められると思うので、教員の英語力を高める指導を進めていただきたい。
- 千木良委員 受験英語の世代は、書類に記載された英語の文書を読んで如何に正確に訳して間違えないように答案用紙に記入するかや、文法において、この連なりの中には何が入るのかを中心に勉強しており、いきなり英語力と言われてもかなり厳しいというのが自分の印象である。英会話を教えている若い方から聞いた話では、英会話は全て話さなくても相手の方が理解してくれることから、いちいち細かく追求する必要はないと言われた。また、日本語であっても文書をまともに書けない人が沢山いる。自分がこのように話していることも、正しい文書に則って話している訳ではないが、意味は伝わっている。こうしたことは英語でもあることから、そうしたニュアンスについて英語を教える教員がどの程度伝えていけるのか。先程、伊藤委員が発言したように、小学校の時につまづくと良くないし、中学校では文法が分からず文章が書けなくてまたつまづく、この辺りで遅れると高校の受験英語では対応できないことが自分の経験としてある。こうした計画が提示されたので、今までの考え方は改めて、楽しく学ぶ機会であったり、書くだけや読むだけではなく、会話ができることを現場の教員が自分の力で教えていただくことを非常に期待する。英語については自分の失敗例として辛いものがあるので、これからの子供たちには失敗例にならないよう、グローバルな形でコミュニケーションが取れるように育つ子供が増えればよいと思う。
- 高橋教育長 委員から期待の声と、これまでの指導の在り方の見直しも含めて意見があった。達成目標の50%とは、二人に一人はそうした力を持てるような環境を作ろうというものである。英語については、大学受験や仕事の関係で専門性を持った人が一部に存在すれば良いと言った社会から、誰でも日常のやりとりを英語でもできるような世の中に変えていこうというものだと思っている。そうした視点で読み書きだけでなく、聞く話すも含めたバランスの取れた力を身に付けていくよう、さらに授業の改善に努めていただきたい。

### (3) 部活動での指導ガイドライン及び部活動指導の手引の策定について

(説明者：松本教育次長)

「部活動での指導ガイドライン及び部活動指導の手引の策定について」御説明申し上げます。

資料は、3ページと別冊である。はじめに、資料3ページを御覧願いたい。

「1 策定の趣旨」についてであるが、部活動は学校教育活動の一環として、スポーツや文化に興味と関心をもつ同好の生徒が、自主的、自発的に参加することにより、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連

帯感の涵養に資するなど、大きな教育的意義を有している。その一方で、指導の過熱化や教員の多忙化が課題となっており、これまで適切な休養日等の設定や体罰・暴言の防止に関する通知、部活動での指導ガイドライン（暫定版）等を発出してきた。3月にスポーツ庁から「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が公表されたことを受け、学校全体としての指導・運営に関する体制の構築と生徒のバランスの取れた健全な成長、教職員のワーク・ライフ・バランスの実現を図るため、県教育委員会として部活動での指導ガイドライン及び部活動指導の手引をまとめた。内容については、「2」、「3」に記載のとおりである。「4対象」については、県立の中学校、高等学校、特別支援学校の運動部及び文化部としている。

それでは要点を簡単に説明する。別冊のガイドライン及び部活動指導の手引1ページを御覧願いたい。「1適切な休養日等の設定」であるが、生徒の発達段階、健康面・学習面や生活全体とのバランスを考慮し、週当たり2日以上休養日を設け、平日は少なくとも1日、土日は少なくとも1日以上を休養日とすることを求める内容としている。1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度とし、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うこととしている。また、朝練習については、原則禁止としている。

次に、別冊の2ページを御覧願いたい。今回、県教育委員会は国のガイドラインに則り、ガイドラインを策定した。市町村教育委員会は、これらを参考にして設置する学校に係る部活動の方針を策定し、各学校の校長は、それに則り、学校の活動方針を策定・公表し、各顧問は活動計画の作成及び活動実績を校長へ提出することとなる。

次に、別冊の3ページを御覧願いたい。「2 指導・運営に係る体制の構築」についてであるが、校長は、生徒の安全確保、教員の長時間勤務解消の観点から、適正な数の部を設置するとともに、教員の他の校務を考慮して適切な校務分掌等、学校全体としての指導・運営に係る体制の構築を図ることとしている。また、県教育委員会及び学校の設置者は、顧問及び管理職を対象とする研修等について今後内容を検討し、行うこととしている。

次に、別冊の4ページを御覧願いたい。「3 今後の研究事項」として、生徒のニーズを踏まえた部活動の設置のほか、関係団体や地域との連携を挙げた。

別冊の5、6ページには、休養日の確保や月間計画の作成に際して各学校で活用していただくための様式例を提示している。

最後に、部活動指導の手引についてであるが、部活動指導者が学校現場で活用できるよう、指導者としての在り方や活動計画の立案、事故防止対策、指導者間や地域等との連携について8つの項目で構成している。この手引を参考に適切な指導をしていく。

資料3ページにお戻り願いたい。「5 今後の取組」についてであるが、今回のガイドライン等については、これまで以上に学校現場での実践が必要であることから、県教育委員会としても出来るだけ多くの説明を様々な機会を通して行い、改定の主旨の周知について徹底を図っていく。

本件については、以上である。

( 質 疑 )

奈 須 野 委 員

今回策定したガイドラインは、一昨年に文部科学省から通知された内容からより変わった印象がある。今回の策定では、原則として高等学校を適用することが盛り込まれているが、県教育委員会としては県立高校が関わってくる問題であり、各市町村の中学校や私学の高等学校にも手本となるような指導が求められている。このガイドラインが本年3月末に通知されて、4月1日から実行するのは難しいと思う。先程の説明にでは周知徹底や指導していくとのことであったが、県立高校に対して4月1日からどの程度ガイドラインに沿って実行するように指導しているのか。それともガイドラインの内容を見据えて研究をしながら今年度中に実行するよう指導しているのか伺いたい。

松 本 教 育 次 長

一昨年度末にガイドラインの暫定版を各学校に周知している。昨年度の一年間は国において部活動の在り方を検討し、本年3月に国からガイドラインが公表されたものである。県教育委員会では国から公表された内容と同様に県立の中学校、高等学校、特別支援学校で対応していくこととして、本年3月にガイドラインを通知したものである。現在、各学校ではこの通知内容を精査しているところである。この通知を受けて直ぐに実

行できる学校はガイドラインのとおり対応しており、通知内容に疑問を持っている学校については、4月中に高校・特別支援学校長会議が開催されるので、その会議における質疑応答等を踏まえて通知内容を徹底していただきたいと考えている。高等学校においては、通知内容に記載のとおり1分1秒の単位で対応することは、直ぐには難しいと思うが、この内容で対応できると考えて今回通知したものであり、主旨を理解して実行していただきたいと考えている。

伊藤委員 資料3ページの「1 策定の主旨」に記載がある通り、指導の過熱化や教員の多忙化といった背景の中で、ガイドラインや手引が作成されることになったと思う。従来はそれぞれの指導者や自分の基準・価値判断で過熱化した指導が行われており、体罰がなかなか無くならないことも現実である。そうした中で、このようなガイドラインと手引が策定され、指導者や学校も含めてこれをベースにしながら、部活動の指導を行っていくことになる。この手引について、生きた手引として有効に活用されるためには、周知徹底が大事である。作成しただけでは活用されずに終わってしまうので、現場の指導者や学校の隅々まで周知徹底が最も大切である。先程、教育次長から会議等で説明する旨の説明があったが、こうした説明や周知について今後の大まかなスケジュールを伺いたい。

スポーツ健康課長 中学校については、今週末から高校教育課において各市町村に新高校入試の説明に伺うことになっており、その際にスポーツ健康課の職員が随行して10分程度の時間を使って周知を図っていく予定である。県立学校や特別支援学校については、来週火曜日に高校・特別支援学校長会議が開催されるので、その席上でこちらからこのガイドラインについて説明し、あわせて手引の活用についても周知していきたいと考えている。

伊藤委員 10分程度でこの中身を全て説明するのは非常に難しいと思う。現場の質問や困ったことがあった場合にどのように対応したよいかを相談する窓口等を設けて周知したほうがより生きた手引になると思う。

奈須野委員 高校になると部活動を長時間行うことによりその目標に繋がっていくところが大きいと思う。スポーツであればインターハイや甲子園で結果を出すことにより進学等も可能になることから、そうしたことを求めて入学している生徒も沢山いると思う。今回のガイドラインで大きいところは、長時間部活動をすることによる弊害や教員の長時間勤務等、大きな要素が含まれていることだと思うので、そうしたことを前提にした上で、保護者や生徒の理解が必要になってくると思う。保護者に対するアナウンスや生徒に対して理解を求める指導などが学校に求められたり必要になってくると思うので、そうしたことも含めて今後の説明会で対応していただきたい。

松本教育次長 スポーツ競技であることから、勝利を求めなければ成長もない。資料3ページの「1 策定の趣旨」に記載があるとおりの部活動の良いところの考え方については以前と変わりはなく、学校対抗主義は残ることになる。ただし、長時間に及ぶ部活動は避けるようにすることが、今回のガイドラインの主旨と考えている。また、各学校の方針を定める際に、通知文を基に校長一人や教員だけで定めるのは困難であり、生徒の気持ちや保護者の要望もあることから、そうしたことを聞き取りながら学校の方針を定めていく必要があると考えている。

高橋教育長 今、説明があったとおり、学校・保護者・生徒に対する周知・説明については、県教育委員会からだけでなく学校長からの説明もあると思うので、様々な人、様々な機会を通して主旨の徹底をお願いする。これまでの部活動の在り方を大きく変えることになるガイドラインとなることから、しっかりと定着するようによろしく願います。

## 10 課長等報告

### (1) 平成30年度宮城県公立高等学校入学者選抜の結果について

(説明者：高校教育課長)

「平成30年度宮城県公立高等学校入学者選抜の結果について」御説明申し上げます。

資料は、1ページから3ページである。はじめに、資料1ページを御覧願いたい。

「1 総括」について御説明申し上げます。平成30年度の全日制課程の募集定員は14,560人で、合格者は、併設型中学校からの入学、前期選抜、連携型選抜、後期選抜、第二次募集を全て合計すると、13,840人で、充足率は、昨年度より1.3ポイント低い95.1%であった。同様に、定時制課程の募集定員は1,000人で、同じく合格者を全て合計すると419人で、充足率は、昨年度より3.8ポイント低い41.9%であった。また、通信制課程の第一期入学者選抜での合格者は94人であった。資料2ページには、「2 学科別出願者数・合格者数等」及び「3 地区別出願者数・合格者数等」を一覧として示しているので後ほど御覧願いたい。

次に、資料3ページの「4 学力検査の結果」を御覧願いたい。(1)の前期選抜の結果であるが、全日制課程では、総点の平均が、前年より6.2点低い160.9点、定時制課程では、昨年度より7.5点高い、68.6点であった。また、(2)の後期選抜では全日制課程の総点の平均が、昨年度より4.1点低い、279.6点、定時制課程では昨年度より7.7点高い、115.4点となった。学力検査の結果については、今後、設問ごとの正答率や無答率、難易度別・成績層別の誤答分析等、さらに詳細な分析を行い、高等学校、中学校での教科指導や次年度以降の問題作成に役立てていく。

次の「5 東日本大震災に係る対応」については、被災者に対する入学者選抜手数料の免除措置を引き続き行ったが、免除申請者数は、出願者全体の13.1%で、昨年度とほぼ同じ割合となった。

本件については、以上である。

( 質 疑 )

高橋教育長 今後、設問ごとの正答率や無答率等について詳しい分析を行い、改めて報告いただきたい。

## (2) 平成30年度特別支援学校高等部・専攻科入学者選考の結果について

(説明者：特別支援教育課長)

「平成30年度特別支援学校高等部・専攻科入学者選考の結果について」御説明申し上げます。

資料は、4ページである。はじめに、高等部について、表右側の合計欄の入学者数を御覧願いたい。視覚支援、聴覚支援、肢体不自由の船岡支援、病弱の西多賀支援及び山元支援の5校については、合わせて33名が入学している。知的障害については、合計419名が入学しており、高等学園を含む特別支援学校の高等部には、この春、総合計で452名が入学している。入学希望者が多かった高等学園については、第一次で26名の不合格者が出ていたが、家事手伝いとなった1名を除き、特別支援学校の高等部や高等学校等への進学が決定している。また、専攻科については7名が入学している。今回の入学の状況を踏まえながら、今後、高等学園を含む高等部に進学を希望する生徒の適切な受け入れ体制の整備について、さらに検討していく。

本件については、以上である。

( 質 疑 )

質疑なし

## (3) 平成29年度宮城県小・中・高等学校児童生徒体力・運動能力調査の結果について

(説明者：スポーツ健康課長)

「平成29年度宮城県小・中・高等学校児童生徒体力・運動能力調査の結果について」御説明申し上げます。

資料は、5ページから6ページと別冊である。なお、別冊には保健関係調査についても記載しているが、これまでの定例会において説明済みであるので、本日は宮城県小・中・高等学校児童生徒体力・運動能力調査結果についてのみ、御説明申し上げます。はじめに、資料5ページを御覧願いたい。

この調査は、今年3月に説明した全国調査に併せて、本県が独自に公立の小学校、中学校、高等学校の全学年の児童生徒を対象として行っているものである。

「1 調査対象」から「3 調査方法」については、記載のとおりである。

「4 調査結果の概要」であるが、(1) 前年度との結果比較では、向上しているものを「+」、低下しているものを「-」、有意差が見られなかったものを空欄で表している。校種別に見ると、特に中学校において、全ての学年男女で向上若しくは維持の状況で「-」の記号は全くなかった状況であった。小学校では、全体として維持種目の割合が高く横ばいである。高等学校では、向上種目の割合よりも低下種目の割合が高くなった。種目別に見ると、小・中学校において上体起こし、長座体前屈の向上が見られる。高校においては、男女ともに20mシャトルラン、男子の握力において低下が見られる。

次に、資料6ページを御覧願いたい。(2) 中長期的結果比較であるが、①「中期経年変化」においては、小・中・高等学校に共通し、反復横跳び、50m走が向上しており、握力は低下から横ばいで推移している。②「長期経年変化」については、一貫して実施している50m走で見ているが、平成12年度を境に向上している。

「5 課題と取組の方向性」については、課題として児童生徒の「生活習慣」と「運動習慣」の改善が挙げられる。家庭との連携を深めつつ、「学校における取組」を推進していく。

次に、別冊の3ページから6ページを御覧願いたい。ここに記載してあるレーダーチャートは、教育事務所・地域事務所別に、種目ごとに実線で示した県平均と、点線で示した各管内の状況を比較したものである。3ページ、4ページは小学校5年生、5ページ、6ページは中学校2年生の結果である。県平均を目盛りの50として正八角形になるように示しているの、大きく広がっていれば運動能力が高いということになる。仙台市以外は、人数が少ないので、やや極端に傾向が出ているが、地域特有の課題に加え、男女別の課題があることが見て取れる。顕著な結果としては、小・中学校とも、津波の被災地である気仙沼教育事務所管内の数値が特に改善していること、東部教育事務所管内の小学校の数値が低いことが挙げられる。東部教育事務所管内の各校においては、これまで以上の特段の取組が必要と考えている。

次に、別冊の37ページを御覧願いたい。各学校での参考となるよう、体力・運動能力の向上と健康課題の解決に成果を上げている学校の具体的な取組を掲載している。本県において体力・運動能力の向上は長年の課題となっているが、東日本大震災から7年が経過し、児童生徒一人一人の様々な生育歴が体力・運動能力に大きな影響を及ぼしているということを前提とした丁寧な指導が必要となっている。

本調査の結果を踏まえ、3月末に東部教育事務所管内3市町及び東部教育事務所を訪問し、各校における課題について認識を共有するとともに、その解決に向けた具体的な対策の実施をお願いしてきたところである。また、本日より3日間、小学校体育主任及び中学校保健体育科主任の体力・運動能力向上に関する研修会を開催しており、各学校における取組を促しているところである。今後とも、各学校において校長のリーダーシップのもと課題解決に取り組むよう支援していく。

本件については、以上である。

( 質 疑 )

伊 藤 委 員

別冊の37ページに記載されている「体力・運動能力向上・健康課題解決に向けた取組事例の紹介と活用」はとても良い内容である。学校現場においてどのようにしたらもっと効果が上がるか悩んでいる学校もあるはずなので、この報告書がどのように活用されるのか関心がある。この報告書が作成された後に、どのような関係者に配布されることになるのか伺いたい。

スポーツ健康課長

この報告書は本年3月に完成し、3月下旬に各学校に1部を配布している。その他、スポーツ健康課のホームページにこの報告書を掲載して周知を図っている。

千 木 良 委 員

資料6ページに「③ 「肥満」や「むし歯」の減少や健康に関する意識の向上など健康教育への取組を推進する」といった記載があったことから、医療の分野から発言するが、医療と教育そして家庭が連携をしないと解決できない問題があると思う。管理職の方は、日頃から家庭との連携を図っていると思うが、特に医療との連携を意識した取組をお願いしたい。医療との連携が実現することにより、子供たちにとって生涯健康な歯であったり、健康な体を実現してくると思っている。ただし、自分としてはむし歯が一本もなく、体力も十分にあるところを目指す必要はないと思うが、最低限の健康状態はあると思う。その最低限の健康状態の情報が家庭に届いていなかったり、教員の知識と

してないということは避けていただきたい。歯科医師会の組織にも言えることであるが、例えば健康診断の結果をみても、学校の校医としては縦割り社会で自分の学校の検査結果は知っているが、地域全体や全国と比較した結果を知る機会がないという状況にある。学校に入学してから、また学校を卒業した後を考えると保育園や幼稚園の健康教育も非常に大事であると思う。その点のデータは保健所が持っているため、学校教育と繋がっていないと感じる。地元の歯科医師会として学校歯科委員会のメンバーとなって活動して思うことは、そのところの縦割りや、連携が歯科医師会自体も少ないという反省点を踏まえつつ、学校においてもお互いに歩み寄って子供たちのために、なるべく良い健康教育などを提供できるようにお願いしたいということである。

#### (4) 第3期宮城県図書館振興基本計画について

(説明者：生涯学習課長)

「第3期宮城県図書館振興基本計画について」御説明申し上げます。

資料は、7ページから8ページ及び別冊である。はじめに、資料7ページを御覧願いたい。

「1 策定の目的」であるが、宮城県図書館では平成25年3月に2期目の計画である「宮城県図書館振興基本計画」を策定し、図書館運営の基本としてきたが、その計画が平成29年度で終期を迎えたことから、平成30年3月に、平成30年度から34年度までの5年間を計画期間とする新たな計画を策定した。新たな計画は、県内図書館のさらなる振興を図り、県民の読書活動の促進と震災復興に向けた本県の生涯学習活動の推進に取り組んでいくという、今後の図書館の目指す姿を明確に示したものとなっている。

「2 主な策定経過」であるが、図書館に設置した計画策定委員会が策定した計画案を、宮城県図書館協議会にお諮りし、協議していただきながら進めてきた。また、平成30年1月23日から2月22日までパブリックコメントを実施し、1名の方から1件の御意見をいただいた。その内容は、学校図書館との連携、支援に当たっては、人・情報・物のネットワーク構築について検討が必要との御意見であった。

次に、資料8ページを御覧願いたい。基本方針の実現に向けて、4つの目標と11の施策の方向性を掲げた施策体系となっている。基本方針として、県内全域の図書館間ネットワークのより一層の連携・強化に努め、図書館サービスの向上を図るとともに、県民の知る権利を保障し、県民誰もが生涯にわたり学び、互いに高め合い、充実した人生を送ることができる環境づくりを目指すこととしている。

また、基本方針の実現に向けた目標として一つ目に、県図書館を中核とした市町村図書館等とのネットワーク体制の充実と全県的な図書館サービスの質的向上、二つ目に、県民のニーズや社会の要請に応えるための充実した図書館サービスの提供、三つ目に、図書館がその機能を十分発揮するための資料・施設・職員の充実、四つ目に、ふるさと宮城に関する資料の収集・保存と東日本大震災の記録を永く後世に伝えるための取組の実施の4点を掲げている。さらに、市町村図書館等との連携強化及び支援の充実など、11の施策の方向性示し、具体の事業に取り組んでいくこととしている。

資料7ページにお戻り願いたい。「3(3)計画の特色の②」のとおり、市町村図書館等との連携・協力関係を通して小中学校図書館の支援や、高等学校等図書館のニーズに応じた支援事業の実施など、新たに学校図書館の支援に取り組んでいく。これらの取組を通じて全県的な図書館サービスのさらなる質的向上を目指していきたいと考えている。

本件については、以上である。

( 質 疑 )

齋 藤 委 員

図書館については、若い方が訪れば良いというものではない。我々も実際に図書館に行く時は、自分が必要と感じた時や興味を持った時であり、いつでも行く場所ではないと思う。そうした場所を管理し、また後世に様々なものを伝えていくことは、そこに関わるプロの方達がいることで、そうした機関や設備が残って実現していくものと感じている。今回も新たな取組として様々なことが提案されているが、みんなが分かるだけが大事なのではなく、残されていくものだったり、何かの時に必要だと周りが感じたり、求められた時にプロの方達が応えられるよう、充実したものにしていきたい。



## (5) 第34次宮城県社会教育委員の会議意見書について

(説明者：生涯学習課長)

「第34次宮城県社会教育委員の会議意見書について」御説明申し上げます。

資料は、9ページと別冊及び別紙である。はじめに、資料9ページを御覧願いたい。

第34次宮城県社会教育委員の会議については、15名の委員により審議テーマを設定し、2年間にわたり審議を進めていただいた。その審議結果等をまとめた意見書を、平成30年4月12日に御提出いただいたところである。今回の意見書では、2に記載のとおり、「世代を超えて紡ぎ合う、みやぎらしいコミュニティづくりー震災からの学びを通して-」をテーマとしている。このテーマは、宮城県の社会教育を取り巻く今日的課題と、東日本大震災から7年が経過した現状を明らかにし、調査によって実態を把握した上で、各地域の活動を支援していくための方策を探るために設定したものである。審議経過については、3に記載のとおりである。4の意見書の特色については、一つ目として、現地調査、アンケート調査等可能な限り現地の「生の声や姿」に触れ、しっかりと聞き取ることを調査研究の柱とした所である。

別冊の12ページを御覧願いたい。震災前から震災後にわたる特色ある8カ所の取組について、聞き取り調査の結果がまとめられている。

次に、別冊の28ページを御覧願いたい。こちらからは県内の公民館等の実態調査と、全国の派遣社会教育主事制度、2つのアンケート調査と分析を行い、現状の良さや課題を把握されている。

資料9ページにお戻り願いたい。4の意見書の特色の二つ目(2)として、「みやぎらしいコミュニティづくり」の一層の推進のために、それぞれの取組に学び良さを生かすとともに、課題解決につながる具体的施策を位置づけて提言がまとめられたというものである。調査研究をとおして、社会教育主事や地域のリーダーや人材の育成、地域に根ざした社会教育関係団体、NPO等の支援、伝統芸能等をとおした子供の姿、公民館等社会教育関連施設の役割と、職員の資質向上のための研修等を復旧・復興の大きなポイントに、社会教育的手法が新しいコミュニティづくりに大きく寄与していたことが明らかになっている。また、教育委員会と首長部局が連携した「オール女川」の取組等、震災を機に行政の姿が大きく変わった事例からも多くのことを学んだとしている。

別冊の42ページを御覧願いたい。調査結果を踏まえて審議を重ねられ、公民館機能の充実、「みやぎらしい」コミュニティを支える人材育成事業の充実、青少年の地域活動の充実、学校教育との連携、さらには震災からの学びを生かし持続可能なものにするための「オールみやぎ」の具体的行動目標の5つを、具現化を図るための具体的施策と共に、提言としてまとめられている。今後の県教委の対応であるが、県内の市町村や学校、公民館等社会教育施設、関係機関や関係団体に対して、各種会議・研修会において意見書の内容を周知していきたいと考えている。さらに、アンケートに協力いただいた各都道府県と政令指定都市の教育委員会にも、みやぎの取組の積極的な発信という意味も込め、意見書を送付したいと考えている。そして、「みやぎらしいコミュニティづくり」の一層の推進のため、今回の意見書で提案された主な施策について、提言だけで終わりにせず、次期社会教育委員の会議の中でも議題として取り上げるなど、定期的にPDCAサイクルを回しながら評価・検証と事業改善を重ねていきたいと考えている。

本件については、以上である。

( 質 疑 )

高橋教育長 意見書の内容を踏まえて、それを参考にした施策を進めてほしい。

### 1.1 資料(配布のみ)

- (1) 教育庁関連情報一覧
- (2) 第3期「学ぶ土台づくり」推進計画普及啓発リーフレット
- (3) 平成31年度(平成30年度実施)宮城県公立学校教員採用候補者選考要項
- (4) 平成31年度(平成30年度実施)宮城県公立学校教員募集案内
- (5) 図書館企画展「第49回子供の本展示会」
- (6) 東日本大震災復興祈念特別展「東大寺と東北」復興を支えた人々の祈り

12 次回教育委員会の開催日程について

高橋教育長 〃 次回の定例会は、平成30年5月16日（水）午後1時30分から開会する。

13 閉 会 午後2時43分

平成30年5月16日

署名委員

署名委員